

転勤・就職・入学の季節

# 引っ越しの際は 手続きを忘れずに

転入・転居・  
転出届は市民課へ

世帯全員または世帯員の住所が変わったときは、市民課または市民課赤坂分室で手続きをしてください。届け出は、原則として本人または同一世帯の人が行いますが、代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認して届け出てください。

本人確認をさせていただきますので運転免許証、パスポートなどをお持ちください。  
**転出するとき(転出届)**  
本市からほかの市区町村へ移るときは、転出証明書を発行します。必要なもの…国民健康保険証・介護保険証・老人医療受給者証(いずれも加入している人)  
また、郵送による手続きも可能です。異動日、転出先、転出先

で世帯主氏名、成田市での住所、成田市での世帯主氏名、転出される方全員の氏名、連絡先(昼間連絡のつくもの)を記したものと返信用封筒(切手の張ったもの)と本人を確認できる書類(運転免許証・健康保険証などのコピー)を添付し市民課に郵送してください。

**転入したとき(転入届)**  
ほかの市区町村から本市に移ってきたときは、新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。  
必要なもの…前住所地の市区町村が発行した転出証明書・年金手帳(加入している人)・健康保険証(社会保険に加入している人)  
市内で転居したとき(転居届)

新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。  
必要なもの…国民健康保険証・年金手帳・介護保険証・老人医

療受給者証(いずれも加入している人)

世帯主が変わったとき世帯主変更届

世帯主が変わったときは、変わってから14日以内に手続きをしてください。

必要なもの…国民健康保険証(加入している人)

くわしくは市民課 ☎20 15 25へ。

国民健康保険・国民年金・老人医療・介護保険

国民健康保険や国民年金・介護保険の加入者、老人医療の受給者は、市民課で届け出をした後に、保険年金課および介護保険課で手続きしてください。

くわしくは保険年金課 ☎20 15 26 または介護保険課 ☎20 15 45へ。

引っ越しで出る多量のごみは

引っ越しなどのときに出る多量

のごみは、直接市の処理施設に持ち込むか、許可業者(有料)に処理を依頼してください。各地区のごみ集積所に出すと、ほかの人の迷惑になることがあります。

○直接処理施設に持ち込む場合  
燃やせるごみ…いずみ清掃工場 ☎36 1689

そのほかのごみ…リサイクルプラザ ☎36 1000

受付日時 ☐月 ☐土曜日(祝日含む) 午前8時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

許可業者に依頼する場合などくわしくはクリーン推進課 ☎20 1530へ。

## し尿のくみ取り

定期的にし尿のくみ取りを行っている家庭で、引っ越しなどで最後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要がなくなった場合には早めに環境衛生課へ連絡してください。

くわしくは同課 ☎20 1531へ。

## 市民課の業務が一時停止に

3月27日(月)の下総町、大栄町との合併に伴い、次の業務が一時停止になります。

**停止業務** 住民基本台帳カードの発行・廃止、住民票の広域交付、付記転出届・付記転入届、電子証明の発行・廃止  
期間 3月27日(月)から4月上旬(予定)まで  
くわしくは市民課 ☎20 15 25へ。

## 3月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。

なお、受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
3月13日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台)地区	午後10時
3月14日(火)	並木町(沢山・日本松)地区	午前4時
3月15日(水)	飯田町地区	

くわしくは市水道部工務課 ☎22-0269へ。

# 3月15日までにご手続きを

市・県民税の申告と所得税の確定申告を次のとおり3月15日(水)まで(土・日曜日を除く)受け付けています。申告期限間際になると会場が大変込み合いますので、早めにご申告してください。

受付期限 3月15日(水)

受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時(公民館での受け付けは午後3時まで)

(注)午前中の受け付けは、混雑状況によって正午前に終了する場合があります。

## 申告会場

受付期日	会場	受付時間
3月15日(水)まで (土・日曜日を除く)	市役所 6階中会議室	午前9時～正午 午後1時～5時
3月1日(水)	公津公民館	午前9時～正午 午後1時～3時
3月2日(木)	八生公民館	
3月3日(金)	中郷公民館	

## 会場

○市・県民税の申告：上表のとおり  
○所得税の確定申告：成田税務署特設会場(成田ニータウンセンタービル4階・午前9時～午後5時・駐車場はありません)および上表の申告会場。ただし次に該当する人は税務署特設会場でご申告してください。

分離課税となる譲渡所得のある人  
事業収入、不動産収入が500万円以上の人  
青色申告をする人

なお、所得税の確定申告書は国税庁のホームページの申告書等作成コーナーで作成し、プリントアウトしたものをそのまま提出することができます。くわしくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)または成田税務署 ☎28 1511へ。

申告についてくわしくは税務課 ☎20 1513 または成田税務署 ☎28 5151へ。

## 事業に先立ち 環境影響評価を実施

現在、市では「いすみ清掃工場」の老朽化に対応するため、新たなごみ処理施設(新清掃工場)の建設を富里市との共同事業として平成22年度内の完成を目指しています。ごみ処理施設の建設に当たっては環境保全への十分な配慮が必要なことから、事業の実施に先立ち、環境影響評価(環境アセスメント)の手続きを約3年かけて実施します。

そこで今回、千葉県環境影響評価条例に基づき、事業が環境に与える影響を調査するための基礎となる、「環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧します。

縦覧期間 3月10日(金)～4月10日(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後5時

縦覧場所 環境計画課市役所2階(県環境政策課)県庁本庁舎3階

事業予定区域 小泉地先意見書の提出

環境影響評価方法書に対して環境保全の見地から意見のある人は、知事に対して意見書を提出

できます

提出期限 4月25日(火)。郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効  
意見書の提出先 〒260 8667 千葉市中央区市場町

1 1 県環境政策課  
くわしくは環境計画課 ☎20 1533、または県環境政策課 ☎043 223 413 5へ。

## 排水設備の接続

## 工事は 市指定工事店で！

下水道が整備された地域では、排水設備を設置することで下水道を使用することができます。排水設備とは、トイレやお風呂、台所などの汚水をすみやかに公共下水道に流すために各家庭で設置していただく排水管や汚水ますなどです。

排水設備工事は、衛生上とても大切な工事ですので、定められた基準にしたがって正しく施工する必要があります。工事は市指定工事店に依頼し、施工しましょう。

くわしくは下水道課 ☎20 5531へ。

## 消費税改正に伴う 個別相談および指導

日時 3月16日(木)・20日(月)・22日(水)・24日(金) 午後1時～5時(相談時間30分)  
場所 成田商工会議所相談室  
定員 1日8人(受付順)  
相談料 無料

申し込みなどくわしくは成田商工会議所中小企業相談所 ☎22 2101へ。

## 成田空港駐車場が3時間まで無料になる 優待券が配布されます

成田国際空港株式会社(NAA)では空港周辺地域の皆さんへ、空港内駐車場の3時間無料優待を行っています。

3月18日(土)に新聞折り込みで配付される「くうこうだより2006春号」に無料優待券が掲載されます。この機会に、成田空港へ足を運んでみてはいかがでしょうか。

くわしくは成田国際空港株式会社 NAA 地域共生部 ☎34-5858へ。

市営駐輪場の利用登録

# 受け付けは3月12日から 市役所で

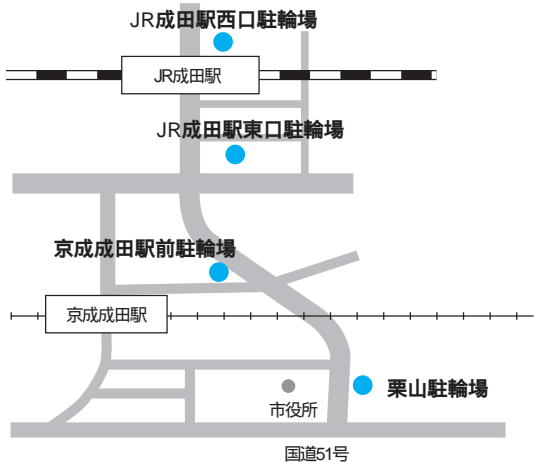
市では、JR成田駅や京成成田駅周辺にある、登録駐輪場4施設の利用登録受け付けを3月12日(日)から、次のとおり行います。なお、市民以外の利用登録の受け付けは3月20日(月)から始まります。

日時と場所＝下表のとおり

利用車両＝自転車、原動機付自転車(50cc以下)

登録に必要なもの

市民は住所が確認できるもの(運転免許証、住所が印字された保険証など)



## 登録会場

期日	時間	場所	対象者
3月12日(日)	午前9時～正午 午後1時～3時	市役所1階ロビー	市民
3月13日(月)～ 3月17日(金)	午前9時～正午 午後1時～5時	市役所4階402会議室	
3月20日(月)～ 4月14日(金) (土・日・祝日除く)	午前9時～正午 午後1時～5時	市役所4階402会議室	市民 市民以外の人
4月17日(月)～ (土・日・祝日除く)		市役所4階 交通防犯課	

下総町・大栄町の人は合併日以降に手続きを行ってください。

## 登録手数料(年間1台につき)

種類	市民		市民以外の人	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,000円	1,500円	6,000円	3,000円
原動機付自転車 (50cc以下)	5,000円	2,500円	10,000円	5,000円

高校生以下は在籍を確認できるもの(学校が発行する身分証明書、入学前の場合には合格通知書など)

登録手数料  
自転車の車体番号と色を控えたもの

原動機付自転車(50cc以下)のナンバーと色を控えたもの

持参しない場合、当日ステッカー

くわしくは交通防犯課(☎201527)へ。

1をお渡しできない場合があります。また、登録手数料の免除は次に該当する人は登録手数料が免除となりますので、証明できるものをお持ちください。

- 生活保護を受けている人
- 心身に障がいのある人
- 母子家庭の母親で、現在18歳未満の子どもを扶養している人
- または、その人に扶養されている18歳未満の人

成田地区のごみ収集

## 4月1日から一部で 収集日が変更

4月1日(土)から成田地区お



よび成田地区のごみ収集日が下表のとおり変更になります。

収集時間は変わりますが、収集日の午前8時30分までにごみ集積所に出してください。

地区	ごみの収集日			
	燃やせるごみ	ビニール・プラスチック類	ビン・カン・ガラス	金物・陶磁器類 有害ごみ
成田	火・金	木	1・3水	2・4水
成田	火・金	月	1・3木	2・4木

20くわしくはクリーン推進課(☎1530)へ。

## ご意見をお聞かせください 「(仮称)行政改革集中改革プラン(素案)」

市では、平成21年度までの行政改革の具体的な取り組みを分かりやすく示した「(仮称)成田市行政改革集中改革プラン」の策定を進めています。このたび、プランの素案がまとまりましたので、素案に対する市民の皆さんのご意見(パブリックコメント)を募集します。

**素案の閲覧場所** = 市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>) 市役所1階行政資料室・3階企画課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター

**募集期間** = 3月1日(水)～15日(水)

**意見提出の方法** = 市ホームページの入力フォームまたは閲覧場所にある様式に必要事項を記入して、Eメール・FAX・郵送または直接企画課(kikaku@city.narita.chiba.jp FAX24-1006 〒286-8585 花崎町760)へ

いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、市の考えとともに公表します。くわしくは同課(☎20-1500)へ。

# 心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

## 一人で悩んでいないで相談してみませんか？



毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。

相 談 日				
相 談 名	期 日	時 間	場 所	問 い 合 せ 先
市民相談 行政に関すること)	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 法律相談4月分は、3月29日(水)から予約を受け付けます。
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談 予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	28日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	28日(火)	10:00～12:00	市役所2階202会議室	
税務相談	28日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	9日(木)・23日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	18日(土)	13:00～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
税務支援センター (予約制)	8日(水)・22日(水)	10:00～15:00	県税理士会成田支部 (飯田町157-4)	県税理士会成田支部 ☎28-0931
司法書士法律相談	15日(水)	18:00～20:30	中央公民館	県司法書士会佐倉支部 石井滋さん☎20-1810
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	7日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	2日(木)・16日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	27日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	7日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	教育センター☎20-2922
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあい一む21	教育相談室☎20-1414
巡回子ども相談 予約制)	10日(金)	10:00～15:00	子ども館相談室	県中央児童相談所 ☎043-253-4101